

(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

令和5年10月10日第三部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	令和5年4月6日
担当部署	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄	札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称)ニトリ室蘭店 室蘭市東町一丁目19	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	
(3) 新設日	令和5年12月7日(予定)	
(4) 店舗面積の合計	5,190㎡	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	90台
	駐輪場の収容台数	21台(自動二輪車を含む)
	荷さばき施設の面積	160㎡
	廃棄物保管施設の容量	32㎡
(6) 施設の運営方法	開店時間・閉店時間	午前9時00分～午後9時00分
	駐車場の利用時間帯	午前8時30分～午後9時30分
	駐車場の出入口数	3箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	設置台数90台<必要駐車台数277台
	従業員駐車場等の整備	敷地内に確保(95台)
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	・自動二輪車での来客は少なく、計画駐車場で対応することが可能である。
	来客車両等の入出庫方法	・屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし。
	搬入車両等の誘導	・搬入ドライバーには入出庫の際の安全確認を行うように指導する。 ・適切な運行計画とし、特定時間帯に集中しないように配慮する。
	歩行者の安全対策	・見通しのよい駐車場配置、停止線等の路面標示及び看板設置により、場内における歩行者の安全を確保する。
	交通整理員の配置	・オープン時等、繁忙が予想される場合には、交通整理員等の配置を適宜検討する。
除排雪による堆積方法	・積雪が生じた場合には除雪に努め、駐車場の一部を堆雪スペースとして活用する。 ・深夜早朝の除排雪作業は近隣生活環境に配慮し原則実施しない。	

(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			予測地点 A	5 5 dB	5 1 dB	◎
			予測地点 B	6 0 dB	4 6 dB	◎
			予測地点 C	6 0 dB	4 6 dB	◎
			予測地点 D	6 0 dB	4 7 dB	◎
			予測地点 E	5 5 dB	5 4 dB	◎
	夜間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			予測地点 A	4 5 dB	1 2 dB	◎
			予測地点 B	5 0 dB	4 dB	◎
			予測地点 C	5 0 dB	4 dB	◎
			予測地点 D	5 0 dB	8 dB	◎
			予測地点 E	4 5 dB	1 7 dB	◎
	夜間の音源 毎騒音レベル 最大値の予 測値	予測地点	音源の種類	環境基準値	予測結果	評価
		P1	高圧受電設備	4 0 dB	2 2 dB	◎
	騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> 従業員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行を行うよう指導する。 			
	荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> 搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。 			
	付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> 駐車場内に安全走行やアイドリングストップを呼びかける看板を設置する。 付帯設備については低騒音型を選定し、必要最低限の稼働とする。 			
	青少年等の蝟集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> 営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリカー等で閉鎖し、車両の進入による騒音公害が発生しないよう配慮する。 			
	その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> 騒音問題が発生した際は、迅速に適切な対応を図る。 			

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	設置容量32.0m ³ >必要設置容量24.2m ³
	保管場所の位置、構造等	・廃棄物保管施設は屋内設置とし、廃棄物の飛散防止に配慮する。
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別や回収作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	・計画的な商品仕入れや商品管理を行い、廃棄物の発生量の抑制に努める。 ・商品搬入業者に納入容器の減量化を促す。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・調理臭の発生はない。
	その他の対応方策	・梱包資材の削減に努め、廃棄物の減量化を図る。
(4) 街並みづくり等への配慮		・建物に設置する看板及び広告塔は、野外広告物条例等を遵守したものとする。 ・敷地内及びその周辺の清掃・美化に努める。
(5) 防災対策への配慮		・具体的な協力要請等があれば、可能な限り協力する。
(6) 防犯対策への配慮		・店舗内に防犯カメラ等の設置、従業員による適宜巡回を行う。
(7) 地域貢献活動の取り組みについて配慮した事項		・従業員の採用に当たっては、地域及び道内から優先的に採用する。

(8) 関係行政機関との協議状況	公安委員会（警察）	・届出書案を提出して計画概要を説明。 【北海道札幌方面室蘭警察署交通第一課】 ・出入口①②は左折入庫として運用し右折入庫禁止看板等の設置をすること。 →出入口①②に右折入庫禁止看板を設置する。
	地元市町村	【室蘭市商工観光課】 ・特に指摘事項はなかった。
	道路管理者	【北海道開発局室蘭開発建設部】 ・特に指摘事項はなかった。
	その他関係機関	—

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	特になし
(2) 住民等の意見	特になし

5. 道（胆振総合振興局連絡調整会議）の意見案

特になし

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。

答申文

【(仮称) ニトリ室蘭店】

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

室蘭市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。